

○白河市公設地方卸売市場条例施行規則

平成17年11月7日規則第95号

**改正**

平成18年12月27日規則第30号

平成21年3月27日規則第9号

平成23年3月31日規則第12号

平成28年3月31日規則第22号

令和2年6月19日規則第34号

白河市公設地方卸売市場条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第3条の2—第6条の2）

第2節 仲卸業者（第6条の3—第6条の7）

第3節 買受人（第7条—第9条）

第4節 関連事業者（第10条—第12条）

第3章 保証金（第13条）

第4章 売買取引及び決済の方法（第14条—第28条）

第5章 市場施設の利用（第29条—第34条）

第6章 管理（第35条）

第7章 協議会（第36条—第42条）

第8章 雑則（第43条—第45条）

附則

**第1章 総則**

（趣旨）

**第1条** この規則は、白河市公設地方卸売市場条例（平成17年白河市条例第122号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（取扱品目）

**第1条の2** 条例第3条第1号及び第2号に規定する規則で定めるその他の物品等は、別表のとおりとする。

(臨時営業及び臨時休業)

**第2条** 卸売業者等が休日に業務を行い、又は休日以外の日に休業しようとするときは、当該日3日前までに臨時業務(休業)承認申請書(第1号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(販売開始時刻等)

**第3条** 条例第5条第2項の規定により規則で定める卸売の開始時刻及び終了時刻は、次のとおりとする。

部類	販売開始時刻	販売終了時刻
青果部	午前7時	午後3時
水産物部	午前5時。ただし、10月から翌年3月までは、午前5時30分とする。	午後3時

- 2 市長は、卸売業者又は買受人等の申出により必要があると認めるときは、前項の時刻を臨時に変更することができる。
- 3 卸売の販売の開始時刻は、電鈴又は振鈴をもって知らせるものとする。

## 第2章 市場関係事業者

### 第1節 卸売業者

(卸売業者の許可申請)

**第3条の2** 条例第6条の2第1項の規定により卸売業者として許可を受けようとする者は、卸売業務を開始しようとする日の30日前までに、卸売業務許可申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員名簿
- (4) 卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。)別記様式第2号の例により作成した直近の事業年度の事業報告書又はこれに準ずるもの(卸売業者が事業の開始後1年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む事業年度の事業計画書)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第6条の2第1項の許可をしたときは、卸売業務許可証（第3号様式）を当該申請者に交付するものとする。

3 卸売業者は、前項の卸売業務許可証を市場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

4 卸売業者は、許可証を亡失し、又は損傷したときは、直ちに卸売業務許可証再交付申請書（第4号様式）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（卸売業者に係る事業の譲渡し及び譲受け並びに合併の認可申請）

**第3条の3** 条例第6条の4第3項の規定により認可を受けようとする者は、事業の譲渡し及び譲受けに係るときにあつては事業譲渡し等認可申請書（第5号様式）を、合併に係るときにあつては合併認可申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認可をしたときは、卸売業務許可証を当該申請者に交付するものとする。

（卸売業者に係る相続の認可申請）

**第3条の4** 条例第6条の5第1項の規定により認可を受けようとする者は、卸売業務相続認可申請書（第7号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の認可をしたときは、卸売業務許可証を当該申請者に交付するものとする。

（卸売業者の届出事項）

**第4条** 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（1） 条例第32条第2項の買受人等の規定による費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をしたとき。

（2） 買受人等がその買受代金又は条例第32条第2項及び第3項の規定による保管の費用若しくは差損金の支払を怠ったとき。

2 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（1） 定款を変更したとき。

（2） 役員に変更があったとき。

（3） 資本金又は出資金に変更があったとき。

（4） 総会の決議があったとき。

(5) 氏名若しくは名称、商号又は住所を変更したとき。

(記章等)

**第5条** 卸売業者は、その業務を執行する役員及び使用人には、市場内においては、一定の記章等を常に着用させなければならない。

2 卸売業者は、前項の記章等を定めたとき、又は変更したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

**第6条** 卸売業者は、条例第6条の6第1項に規定する事業報告書を省令別記様式第2号の例により作成し、毎事業年度が終了する日の翌日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。

(せり人の資格要件等)

**第6条の2** 条例第7条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 卸売市場に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。

(2) 破産者で復権を得ていないこと。

(3) 条例の規定による処分違反又はせり行為の停止を受けた日から起算して2年を経過していないこと。

(4) 仲卸業者若しくは買受人又はこれらの者の役員若しくは使用人であること。

2 条例第7条第2項に規定する規則で定める事項は次のとおりとし、せり人届(第8号様式)により市長に届け出るものとする。

(1) 履歴に関する事項(せり人を定めた場合に限る。)

(2) 取扱品目の部類

### 第2節 仲卸業者

(仲卸業者の許可申請)

**第6条の3** 条例第7条の3第1項の規定により仲卸業者としての許可を受けようとする者は、仲卸業務許可申請書(第9号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 履歴書(法人にあつては定款又は規約)

(2) 住民票抄本(法人にあつては登記事項証明書又は登記簿謄本)

(3) 身分証明書（法人にあつては役員全員）

(4) 納税証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第7条の3第1項の許可をしたときは、仲卸業務許可書（第10号様式）及び仲卸業者章（第11号様式）を当該申請者に交付するものとする。

3 仲卸業者は、市場内において仲卸業者章を常に着用しなければならない。

4 仲卸業者は、第2項の仲卸業者章を亡失し、又は損傷したときは、直ちに仲卸業者章再交付申請書（第12号様式）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

（仲卸業者に係る事業の譲渡し及び譲受け並びに合併の認可申請）

**第6条の4** 条例第7条の5第3項の規定により認可を受けようとする者は、事業の譲渡し及び譲受けに係るときにあつては事業譲渡し等認可申請書（第13号様式）を、合併に係るときにあつては合併認可申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認可をしたときは、仲卸業務許可書及び仲卸業者章を当該申請者に交付するものとする。

（仲卸業者に係る相続の認可申請）

**第6条の5** 条例第7条の6第1項の規定により認可を受けようとする者は、仲卸業務相続認可申請書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認可をしたときは、仲卸業務許可書及び仲卸業者章を当該申請者に交付するものとする。

（仲卸業者の届出事項）

**第6条の6** 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 仲卸しの業務を開始し、休止し、又は再開したとき。

(2) 仲卸しの業務を廃止しようとするとき。

(3) 氏名若しくは名称、商号又は住所を変更したとき。

(4) 法人である場合にあつては、資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは当該仲卸業者の相続人（相続人が2人以上ある場合においてはその代表者）又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（事業報告書の提出）

**第6条の7** 仲卸業者は、次の各号の区分に従い当該各号に定める日現在において作成した仲卸業者事業報告書（第16号様式）をその日の翌日から起算して90日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 法人である仲卸業者 毎事業年度の末日
- (2) 個人である仲卸業者 毎年12月31日

### 第3節 買受人

(承認申請)

**第7条** 条例第8条第1項の規定により買受人としての承認を受けようとする者は、買受人承認申請書（第17号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書（法人にあつては定款又は規約）
- (2) 住民票抄本（法人にあつては登記事項証明書又は登記簿謄本）
- (3) 身分証明書（法人にあつては役員全員）
- (4) 納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類（取扱品目の部類及び買受見込額の記載事項を含む。）

2 市長は、条例第8条第1項の承認をしたときは、買受人承認書（第18号様式）及び買受人章（第19号様式）を当該申請者に交付するものとする。

3 買受人は、市場内において買受人章を常に着用しなければならない。

4 買受人は、第2項の買受人章を亡失し、又は損傷したときは、直ちに買受人章再交付申請書（第20号様式）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(届出事項規定の準用)

**第8条** 第6条の6の規定は、買受人について準用する。この場合において、同条中「仲卸業者」とあるのは「買受人」と、「仲卸」とあるのは「買受け」と読み替えるものとする。

(買受人組合)

**第9条** 買受人が買受人をもって組織する組合を作ったときは、その規約、役員の名及び組合員数を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

### 第4節 関連事業者

(関連事業の種類)

**第10条** 関連事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物品販売業
- (2) 飲食業

2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項に規定する以外の関連事業を行わせることができる。

(許可申請)

**第11条** 条例第11条第2項の規定により関連事業者になろうとする者は、関連事業許可申請書（第21号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書（法人にあつては定款又は規約）
- (2) 住民票抄本（法人にあつては登記事項証明書又は登記簿謄本）
- (3) 身分証明書（法人にあつては役員全員）
- (4) 固定資産証明及び納税証明書（法人にあつては貸借対照表）
- (5) 事業計画書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、関連事業者の許可をしたときは、関連事業許可証（第22号様式）を当該申請人に交付する。

(届出事項の規定の準用)

**第12条** 第6条の6の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、同条中「仲卸業者」とあるのは「関連事業者」と、「仲卸の業務」とあるのは「当該業務」と読み替えるものとする。

### **第3章 保証金**

(保証金)

**第13条** 条例第14条第1項による保証金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 卸売業者 1業者につき150万円
- (2) 仲卸業者 1業者につき20万円
- (3) 関連事業者 1業者につき使用料月額額の2倍に相当する額

### **第4章 売買取引及び決済の方法**

(せり売の方法)

**第14条** せり売は、販売物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項

を呼び上げた後でなければ開始することができない。

- 2 価格は、せり人が最高申込価格を3回呼び上げたときにこれを決定し、その申込者をせり落とし人とする。ただし、指値のある受託物品については、その最高申込価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。
- 3 最高申込価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他公平な方法によって、せり落とし人を決定しなければならない。
- 4 せり落とし人が決定したときは、せり人は、直ちにその価格、数量及び氏名、商号又は番号を呼び上げなければならない。

(入札の方法)

**第15条** 入札は、販売物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、入札者に対し、氏名又は商号若しくは番号及び入札金額その他必要な事項を記載させて、これを行わなければならない。

- 2 開札は、入札終了後直ちにその場で行い、最高価格の入札者をもって落札者とする。ただし、指値のある受託物品については、その最高入札価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。
- 3 前条第3項及び第4項の規定は、入札の場合について準用する。

(入札の無効)

**第16条** 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者を確認し難いとき。
  - (2) 入札金額その他必要な記載事項が不明であるとき。
  - (3) 入札者にその入札について不正又は不当な行為があったとき。
  - (4) 同一人が2通以上の入札書を提出したとき。
  - (5) 入札者がその入札に関し、条例若しくはこの規則又はこれらに基づいて行った指示に違反したとき。
- 2 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となった場合には、開札のときにその理由を明示し、当該入札が無効である旨を知らせるとともに、再入札をしなければならない。

(受託拒否の正当な理由)

**第17条** 条例第20条第2項に規定する規則に定める理由は次のとおりとする。

- (1) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生法上有害である場合
- (2) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が当該卸売市場において過去に全て残



- 品となり販売に至らなかった生鮮食料品等と同質か同程度であると市長が認める場合
- (3) 卸売場、倉庫その他の卸売業者が当該卸売市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超える場合
  - (4) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがある場合又は販売を制限する市長の指示若しくは命令があった場合
  - (5) 販売の委託の申込みが第20条の規定により市長の承認を受けた受託契約約款によらない場合
  - (6) 販売の委託の申込みが当該卸売市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白である場合
  - (7) 販売の委託の申込みが次に掲げる者から行われたものである場合
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
    - イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者
    - ウ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (買受人等以外の者に対する卸売の報告)

**第18条** 条例第21条に規定する規則で定める報告書は、買受人等以外の者への卸売報告書（第23号様式）によるものとする。

(卸売業者以外の者から買い入れて行った販売の報告)

**第19条** 条例第27条の2に規定する規則で定める報告書は、卸売業者以外の者からの買入れ物品販売報告書（第24号様式）によるものとする。

(受託契約約款)

**第20条** 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託引受けについて受託契約約款を定めたとき、又は変更したときは、速やかに受託契約約款承認（変更承認）申請書（第25号様式）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 受託物品の引渡し及び受領に関する事項
- (2) 受託物品の保管に関する事項
- (3) 受託物品の手入れ等に関する事項

- (4) 受信場所に関する事項
- (5) 送り状又は発送案内に関する事項
- (6) 受託物品の上場に関する事項
- (7) 販売条件の設定、変更及び取扱方法に関する事項
- (8) 委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項
- (9) 委託者の負担すべき費用に関する事項
- (10) 仕切に関する事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

#### **第21条 削除**

(買受物品の引取違反並びに保管費用及び差損金の支払)

**第22条** 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第32条第2項の規定による買受物品の引取りを怠ったと認められるときとみなす。

- (1) 卸売業者が、引渡しの準備を完了し、買受人等に引取りを請求したにもかかわらず、買受人等が正当な理由なくこれを引き取らないとき。
- (2) 買受人等の所在が不明であるため、引取りの請求ができないとき。

2 条例第32条第2項の規定により卸売業者が保管に要した費用は、その買受人等が物品を引き取ったときに、同条第3項の規定による差損金は、卸売業者がその物品を他の者に卸売をした当日にそれぞれ支払わなければならない。

(販売原票等の作成)

**第23条** 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに販売原票（第26号様式）を作成し、販売終了後その写しを速やかに市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の販売原票に基づき売渡票（第27号様式）を作成し、これを買受人等に交付しなければならない。

(出荷者不明物品の処置)

**第24条** 卸売業者は、出荷者不明の物品があるときは、直ちにその旨を市長に届け出て、当該物品について市長の検査を受けなければならない。

2 卸売業者は、前項の検査を受けた後、市長の承認を受け、その物品を販売することができる。

3 市長は、前項の規定による承認の申請があったときは、必要により他の適当な措置を命ずることができる。

4 市長は、第1項の検査又は第2項の承認をしたときは、利害関係人の請求により、これに関する証明書を交付する。

#### 第25条 削除

(入荷数量等の報告)

**第26条** 条例第34条第1項の規定による報告については入荷数量報告書(第28号様式)により卸売の販売の開始時刻の30分前までに、同条第2項の規定による報告については市況報告書(第29号様式)及び売上高報告書(第30号様式)により販売後速やかに、それぞれ行わなければならない。

2 条例第34条第3項に規定する報告については、前項に規定する市況報告書及び売上高報告書により行わなければならない。

(奨励金の承認申請)

**第27条** 卸売業者は、条例第39条第1項の規定による出荷奨励金の交付の承認を受けようとするときは出荷奨励金交付承認申請書(第31号様式)により、同条第2項の規定による買受代金完納奨励金の交付の承認を受けようとするときは完納奨励金交付承認申請書(第32号様式)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、毎年3月15日までに、その年の4月1日から翌年3月31日までの分について行わなければならない。ただし、3月16日以後業務を開始する卸売業者は、市長が指示する期間及び期日により行うものとする。

3 卸売業者は、第1項の規定による承認事項の内容を変更しようとするとき、又は承認事項について追加を受けようとするときは、当該内容変更又は追加の実施予定のそれぞれ15日前までに、その旨を市長に申請しなければならない。

4 第1項の承認を受けた卸売業者が承認事項の内容を廃止したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(委託手数料の届出)

**第27条の2** 卸売業者は、条例第40条第1項の規定により委託手数料の額を定め、又は変更しようとするときは、委託手数料(委託手数料変更)届(第33号様式)を市長に提出しなければならない。

#### 第28条 削除

### 第5章 市場施設の利用

(利用指定)

**第29条** 条例第46条の規定により、市場施設を利用しようとする者は、市場施設利用指定申請書（第34号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、市場施設の利用を指定又は許可をしたときは、市場施設利用指定（許可）書（第35号様式）を交付する。  
（利用期間）

**第30条** 市場施設の利用期間は、2年とし、市長が必要と認めたときは、これを更新することができる。

（現状変更の申請）

**第31条** 条例第47条ただし書の規定による市長の承認を受けようとするときは、市場施設原状変更承認申請書（第36号様式）に次に掲げる必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1） 設計図書
- （2） 仕様書
- （3） 需要見積書
- （4） その他市長が必要と認める書類

- 2 利用者が市場施設に看板、装飾、広告物等を設けることは、市場施設の原状に変更を加えるものとみなす。
- 3 変更承認を受けた者は、工事等の完了後遅滞なくその旨を市長に届け出て、その検査を受けた後でなければこれを利用することができない。

（施設の修繕等）

**第32条** 市長は、利用者が市場施設を損傷したとき、又は市場施設において危険が生ずるおそれがあると認めたときは、その修繕又は除去その他必要な措置を命ずることができる。

- 2 前項の規定は、利用場所にある利用者の設備及び器具について準用する。  
（清潔保持等）

**第33条** 利用者は、清掃及び廃棄物の適切な処理、消毒等により常に市場施設を清潔に保持しなければならない。

- 2 利用者は、常に商品、容器その他の物件を整理し、通路その他の場所に放置してはならない。
- 3 共通利用の市場施設については、清掃等に関する責任者及び費用の分担方法その他必

要な事項を定めて、市長に届け出なければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、前3項の市場施設の清掃等について指定又は指示することができる。

(電灯、電力、ガス、水道等の使用料の負担)

**第34条** 条例第51条第2項の規定による利用者が負担する費用は、青果部及び水産物部に区分して負担する。

## 第6章 管理

(検査員の証票)

**第35条** 条例第53条第2項の規定による検査に当たる者の身分を示す証票は、公設地方卸売市場検査員証(第37号様式)による。

## 第7章 協議会

(協議会の組織)

**第36条** 協議会は、委員10人以内で組織する。

(協議会の委員)

**第37条** 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、その定数は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 知識経験者 2人
- (2) 市場関係事業者 3人
- (3) 消費者 4人
- (4) 出荷者 1人

(委員の任期)

**第38条** 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第39条** 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第40条** 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

**第41条** 会長は、協議を行うため必要があると認めるときは、委員以外の関係ある者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

**第42条** 協議会の庶務は、農政課において処理する。

## 第8章 雑則

（住所不明の場合の措置）

**第43条** 住所又は居所が不明のため書類の送達をすることができないときは、市場内の掲示板にその旨を掲示する。この場合においては、掲示の日から起算して7日を経過した日をもって書類が送達されたものとみなす。

（掲示事項）

**第44条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、市場内の見やすい場所にこれを掲示するものとする。

（1） 条例第4条第2項の規定により開場の期日を変更するとき。

（2） 条例第5条第1項ただし書の規定により開場の時間を変更したとき、並びに第3条第2項の規定により卸売の販売の開始時刻及び終了時刻を変更したとき。

（3） 条例第7条第3項の規定によりせり人のせり行為を停止したとき。

（4） 卸売業者等の許可及び買受人の承認をしたとき、又はその資格を失ったとき。

（5） 条例第27条の規定により売買を差し止め、又は条例第33条第2項の規定により衛生上有害な物品の市場外搬出を指示したとき。

（6） 条例第56条の規定により市長において自ら卸売の業務を行うとき。

（7） 卸売市場に関する法令又は条例若しくは規則の改正があったとき。

（8） 条例第59条の規定に基づく処分を行ったとき。

（9） 前各号のほか、市長が掲示する必要があると認めたとき。

（その他）

**第45条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の白河市公設地方卸売市場条例施行規則(昭和52年白河市規則第21号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則** (平成18年12月27日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成21年3月27日規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年3月31日規則第12号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年3月31日規則第22号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (令和2年6月19日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の白河市公設地方卸売市場条例施行規則の規定によってした申請、許可その他の行為は、改正後の白河市公設地方卸売市場条例施行規則の相当規定によってした申請、許可その他の行為とみなす。